

令和6年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 令和6年5月24日（金）午前11時00分～11時15分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向 田 直 範 会長
矢 吹 徹 雄 副会長
伊 藤 育 子 委員
金 田 慎 吾 委員
西 野 悦 子 委員

[事務局] 総務部長 松儀 倫也
同部総務課長 古屋 昇一
同課文書・法制担当 主査 佐々木 浩
同課文書・法制担当 主査 江部 靖

傍聴者 なし

議 題

1 【報告】令和5年度 石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況

○第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

- 【古屋課長】 本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
- 開会の前にお時間を頂戴しまして、事務局体制に変更がありましたので、自己紹介をさせていただきたいと思います。総務部長の松儀です。総務課長の古屋です。主査の佐々木です。主査の江部です。よろしくお願いいたします。
- それでは、令和6年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を始めます。本日の審査会ですが、お手元の会議次第に沿って、進めていく予定です。
- はじめに、向田会長より一言お願いします。
- 【向田会長】 皆様、おはようございます。
- リラ冷えが終わったかと思っていましたが、本日の気温には驚いているところです。1年ぶりの開会になりますが、皆様、何事もなく健やかに健康であったと思います。
- 今回は、令和6年度第1回目の石狩市情報公開・個人情報保護審査会でございます。よろしくご審議をお願いします。それでは事務局の方から説明をお願いします。
- 【古屋課長】 本日の議題につきましては、報告事項が1件で、「公開」の会議となります。
- 令和5年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況について報告させていただきます。
- 【向田会長】 それでは、報告事項について、お願いいたします。
- 【事務局】 私から、報告事項としまして、令和5年度石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況の報告をいたします。
- 資料としまして、「令和5年度の石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況」と請求の内容の詳細を記載したものが本日の資料となっています。お手元にございますでしょうか。
- 初めに、令和5年度の石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況からまいります。
- 1枚目として、左側が情報公開制度、右側が個人情報保護制度の実施状況となっています。
- 情報公開制度の開示請求の件数につきましては、市長部局が13件、教育委員会が1件、選挙管理委員会が1件ということで、トータルで15件でありました。
- 開示状況につきましては、全部開示が5件、一部開示が5件、該当文書が存在しない不存在が3件、存在応答拒否が1件、開示請求の取下げが2件となっています。
- 続きまして、右側の個人情報保護制度につきましては、個人情報の開示請求はありませんでした。
- 説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。
- 【向田会長】 ただ今の報告について、質問等がございましたらお願いいたします。
- この情報公開制度の請求や、個人情報保護制度の請求が減っていることには原因があるのですか。

- 【事務局】 原因はないと思います。
- 昨年度の実績報告の際に、個人情報の開示請求は1件もなかったとご報告しましたが、今年度に入り4月から今日までの実績で、情報公開の開示請求が4件、個人情報の開示請求が2件来ています。
- 毎年度、定期的の開示請求される方もいらっしゃいますが、それぞれ何人も請求できる制度なので、年度によってまちまちというのが実情でございます。以上です。
- 【向田会長】 はい、ありがとうございます。
- 情報公開制度に関する実施状況詳細の表がありますが、5番目の石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン第6項の規定に基づく設置届出書の存否応答拒否というのは。
- 【事務局】 請求内容につきましては、風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドラインの規定に基づく設置届出書となっています。風力発電設備を建設する場合に、必ず市役所に提出しなければならないという書類で、その中には同意書が含まれています。
- 同意書以外は一部開示という形で対応しましたが、同意書につきましては、対象となる方の件数が非常に少なく、個人が特定されてしまう恐れがあることと、文書がある、ないと回答いたしますと、同意したか、しないかということが明らかになってしまうために存否応答拒否という決定をいたしました。
- 【向田会長】 この件については、申請者から異議はなかったですか。
- 【事務局】 異議はありませんでした。
- 【向田会長】 あと、いかがでしょうか。
- 【西野委員】 発言してよろしいでしょうか。
- 【向田会長】 はい。どうぞ。
- 【西野委員】 先程の対象となる方が極めて少ないということですが、具体的にどういうふうに検討したのでしょうか。
- 公開の場合なので何件何件ということとは言えないと思うのですが、件数が極めて少ないという検討をした経緯とか、どういう基準があつてそういうふうに回答することを決定したのかが知りたいと思いました。同様の開示請求があつた時に、参考になるようなものがあれば公平になると思うのですが。
- 件数が違うのに結果が異なつてはいけないと思ったのですよね。内部でどういうふうに検討したのかなというのを知りたいのですけれど。
- 【事務局】 開示請求がある度、市役所で持っている書類のうち該当となる書類を特定し、1枚1枚その内容を確認する形になっています。
- 今回の場合、風力発電設備等の設置予定地から半径200メートル以内の方の同意を得るという基準がありまして、グーグルマップでそのエリアに建物が何件くらい建っているかを判断したところ、一桁以内でありました。
- この状態で開示、不開示することとなると、先程の説明と重複するのですが、ある、ないを答えるだけでどなたが同意したか、しないかが明らかになってしまう状況であると判断しましたので、存否応答拒否という決定としました。
- その基準ですけれども、5人以内ですとか数字での基準は明確には定めておらず、毎回、書類ごとに個人情報等の不開示情報を開示しないように担当課と総務課で相談しながら判断しております。

補足になりますが、存否応答拒否の事例として市のマニュアルでは、個人の病歴や犯罪歴などについて開示請求があったときに、その書類が、ある、ないと答えるだけで病歴や犯罪歴の有無がわかってしまう、一定の事実の有無が開示されたこととなる場合が挙げられており、そういうときには存否応答拒否という対応をしています。

【西野委員】 ありがとうございました。

【向田会長】 ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。ご質問ありませんか。

ご質問がなければ今日の議題が終わりますけどよろしいでしょうか。

それでは、終了させていただきます。

どうぞ、事務局のほうで何かありましたら。

【古屋課長】 審査会の開催についてでございますが、定期的開催をしているのは、年度当初に開催される、1回としておりまして、今回の開催がそれにあたります。

今後、不定期なものとしまして、情報公開や個人情報の請求が行われて開示結果に不服がある場合に関しては、本審査会での審議をお願いすることになりますので、その際はよろしくお願いします。

【向田会長】 年1回ということで、その他問題が起きれば開催する場合がありますよね。

これをもちまして、今回の審査会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

議事録確定 令和6年6月4日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印